

## 第2章

### 教育を取り巻く現状

---

- 1 教育を取り巻く社会経済情勢
- 2 国における教育目標・教育政策の動向

## 第3章

### 札幌市教育ビジョン

---

- 1 札幌市の教育が目指す人間像
- 2 基本的方向性
  - 基本的方向性1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進
  - 基本的方向性2 多様な学びを支える環境の充実
  - 基本的方向性3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり
- 3 札幌市教育ビジョンの全体像

## 第2章 教育を取り巻く現状

### 1 教育を取り巻く社会経済情勢

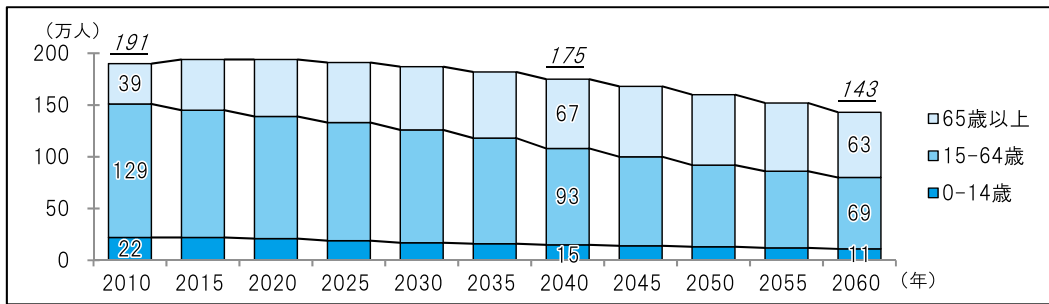
#### (1) 人口動態・年齢構成

日本の人口は、2008年をピークに減少局面にあり、出生率の低下や長寿命化などにより、少子高齢化が一層進んでいます。

札幌市における人口は、一貫して増加傾向にあるものの、将来的には減少に転じることが予想されており、更に、国の傾向と同様に、出生率の低下や長寿命化などにより、少子高齢化が一層進むことが予想されています。

このような状況は、生産年齢人口<sup>3</sup>の減少、税収の減少及び社会保障費の増大などにつながり、市民の生活や経済に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

#### ■札幌市の人口の将来見通し（各年10月1日現在）



<資料>札幌市、総務省「国勢調査」

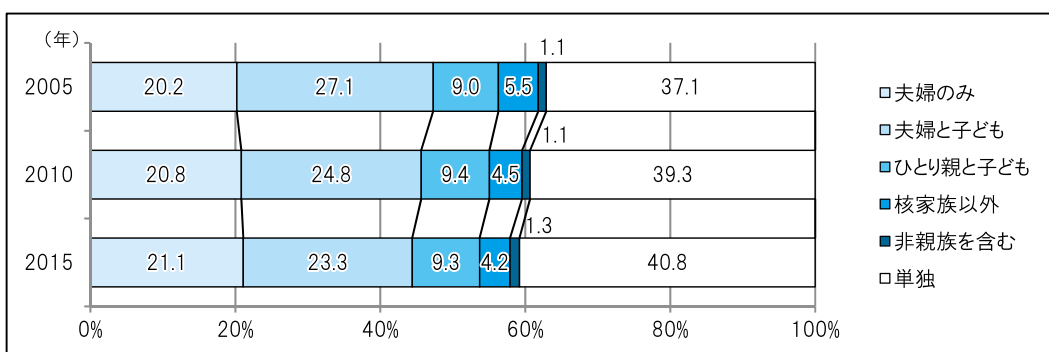
#### (2) 家族形態と地域社会

日本では、夫婦と子どもの世帯や三世帯世帯が減少傾向にある一方で、夫婦のみの世帯やひとり親世帯、単独世帯が増加傾向にあります。

札幌市においては、夫婦と子どもの世帯の減少が顕著という特徴がありつつも、概ね国と同様の傾向になっています。

こういった家族形態の変化に加え、生活習慣や価値観の多様化などにより、地域における人と人とのつながりや支え合いが希薄化しており、家庭や地域の教育力が低下していることが指摘されています。

#### ■札幌市における一般世帯の家族類型別割合の推移（各年10月1日現在）



<資料>総務省「国勢調査」

3 生産年齢人口 15歳から64歳までの人口。

### (3) 社会・経済状況

近年、グローバル化がますます進み、ヒト・モノ・カネ・情報等の国際的移動が頻繁となっているほか、AI（人工知能）の普及等の技術革新の加速により、今後、産業構造が急激に変化することが見込まれています。

このような中、札幌市においては、国際的なスポーツイベントや会議の開催等を積極的に進め、札幌の魅力を世界に向けて発信しているほか、様々な分野でICT<sup>4</sup>の活用を進めるなど、時代に即したまちづくりに取り組んでいます。

また、「平成25年国民生活基礎調査<sup>5</sup>」において、2012年の子どもの貧困率が16.3%と過去最高を更新し、およそ6人に1人の子どもが貧困の状態にあることが確認されたことを契機に、全国的に「子どもの貧困」がより一層課題として捉えられるようになりました。

札幌市においては、2018年3月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、全市的な取組を推進しています。

一方、労働力人口の減少の更なる深刻化が見込まれることなどを背景に、多様で柔軟な働き方の推進や長時間労働の解消といった取組が求められており、2018年6月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。

札幌市においては、仕事と生活の調和を実現するための環境づくりを進める企業への支援などに取り組んでいます。

このほか、2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年に向けた国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs<sup>6</sup>）」が定められ、その同時達成に向け、国や企業、自治体等の全ての主体が取り組むこととされています。

札幌市においては、2018年6月に「SDGs未来都市<sup>7</sup>」に選定され、SDGsに関わる取組を推進しています。

### (4) 自然災害の状況

全国各地において、地震や台風、豪雨などによる大規模な自然災害が続いている中、札幌市においても、2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、多数の被災者が発生したほか、道路や建物の被害に加えて、市内全域にわたる停電とこれに伴う交通網の麻痺などに直面しました。

こうした経験から得た教訓や復旧・復興への取組を通じて得た経験を生かしながら、災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

<sup>4</sup> ICT Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

<sup>5</sup> 国民生活基礎調査 厚生労働省が、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として実施するもの。

<sup>6</sup> SDGs Sustainable Development Goalsの略。気候変動、エネルギー、まちづくり、生産者・消費者責任、水環境保全、ジェンダー、貧困等、持続可能な社会の形成に向けた17の目標（ゴール）と169の取組（ターゲット）から構成されている。

<sup>7</sup> SDGs未来都市 SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、国が選定するもの。

## 2 国における教育目標・教育政策の動向

### (1) 教育基本法（最終改正：2006年12月）

国においては、教育基本法を制定し、教育の目的を示すとともに、それを実現するための教育の目標を掲げています。

#### （教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

#### （教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### (2) 教育関連法

教育関連法についての直近5年間における主な制定・改正は以下のとおりです。

施行年月	法律名	概要
2015年4月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正）	教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置及び大綱の策定の義務化 など
	学校図書館法（改正）	専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）の設置の努力義務化 など
2016年4月	学校教育法（改正）	小中一貫教育を行う新たな学校の種類（義務教育学校）の制度化 など
2017年2月	義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（制定）	不登校児童生徒等に対する教育機会の確保及び夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供に係る国及び地方公共団体の責務の明確化 など
2017年4月	教育公務員特例法（改正）	校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正）	教育委員会に対する学校運営協議会 <sup>8</sup> の設置の努力義務化 など

<sup>8</sup> 学校運営協議会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六に規定される、教育委員会規則での定めによって、その所管に属する園・学校ごとに、当該園・学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関。学校運営協議会を設置している園・学校を「コミュニティ・スクール」という。

### (3) 幼稚園教育要領・各学習指導要領

2017年3月以降、幼稚園教育要領及び各学習指導要領が順次改訂・実施されています。

#### 【改訂の基本的な考え方】

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな身体を育成。

\* 文部科学省「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」から抜粋

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
実施 スケ ジュ ール	幼稚園	改訂	周知期間	全面実施	→		
	小学校			移行期間	全面実施	→	
	中学校			移行期間		全面実施	→
	高等学校	改訂	周知期間	移行期間		年次進行で 実施	

### (4) 教育振興基本計画

2018年6月15日に、第3期教育振興基本計画が策定されました。同計画では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指すこととされています。

#### 【教育の目指すべき姿】

- <個人> 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- <社会> 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現

また、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の五つの方針により取組が整理されています。

#### 【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する